

学校における安全配慮義務に関する一考察

—中・高校生のいじめ等に関する諸判例から—

常磐大学大学院後期課程 風間 効

【キーワード】いじめ, 不法行為, 過失, 安全配慮義務, 既判力

1 はじめに

本研究は、いじめに関わる学校側の安全配慮義務に関連する諸判例の内容を検討することにより、学校側の求められるいじめ防止に関わる安全配慮義務を明確化することの一助となることを目的としたものである。

最高裁判所は1975年に「安全配慮義務」に関して画期的な判決を下した。その内容は、学校関係ではなかったが、国は国家公務員に対し、「生命及び健康等から危険を保護するよう配慮すべき義務(以下「安全配慮義務」という。)を負っている」と判示したのである(昭和50年2月25日第三小法廷判決「損害賠償請求事件」最高裁判所民事判例集第29巻2号, 昭和50年)。安全配慮義務に関しては法の規定はないが、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」とし、本義務の法的根拠を「信義誠実の原則(信義則)」(民法1条2項)にあることを明らかにした。この民法の規定を根拠にすることは、本義務が広く一般に認められる義務であると解される。

また、なお、国家賠償法に基づく損害賠償の請求をする場合には、「国家賠償法1条1項にいう『公権力の行使』には公立学校における教師の教育活動も含まれる」とする判決(昭和62年2月6日第二小法廷判決「損害賠償請求事件」判例時報1232号, 1987年)が参考になる。

最高裁判所が信義則に基づく安全配慮義務を認定したので、安全配慮義務はすべての法律関係に適用され得ると考えられる。しかし、学校関係においていじめ等があった場合、ただちに、学校設置者と生徒間の法律関係が認定され、学校側に安全配慮義務が認められるかという課題はある。また、それが認められたとしても、教諭等の過失により学校設置者に責任を問えるかという課題もある。特に、被害者が自殺した場合に、裁判所は安全配慮義務、予見可能性及び教諭等の過失等を厳格に解釈する傾向があり、これらを立証することが被害者にとって非常に難しい現状にある。また、上記の各要素は人の内心に関係することや、いじめ等の事実関係の収集及び解明が容易ではなく、上記各要素や事実関係の立証が非常に困難であるという背景がある。しかし、国家賠償法1条1項による請求が増えている状況において、本判決は大きな意義を有している。

本判決によって法律関係にある安全配慮義務に関して大体的には定まったといえるが、一方で判例上用いられている名称や根拠、内容、あるいは教員の過失及びこれに関連する指導・監督義務等に関しては必ずしも統一的に定まったとはいえず、それらの確立化に向けて判例が積み重ねられることを期待し、また、これらの調査・研究をしていかなければならないと考える。

2 先行研究

安全配慮義務の淵源とされる「保護義務」が、これに類似する義務から最高裁判所認定の安全配慮義務、さらに広く適用されるように進展した安全配慮義務の研究成果について述べる。

(1) 「保護義務」について

安全配慮義務に相当する用語として、以前は「保護義務」が使用されていた。我妻は、使用者の付随義務として、「労務者の生命・健康の危険を守る義務」と定義づけ、使用者が右のような義務を負うのは、むしろ当然のことといわねばなるまい」と述べている⁽¹⁾。さらに、「使用者の義務違反の責任を生ずるためには責に帰すべき事由のあることを必要とすると解され」、使用者に強制履行させることは非常に難しいので、「無過失責任における報償責任の原理が適用されてしかるべきだ」と主張する⁽²⁾。しかし、過失が法的要件であれば、無過失責任は立法化しないと難しい。

また、潮見・今井は、売買に関して、売主は「買主の生命・身体・健康および所有権への侵害がないように配慮する義務を負う場合がある」⁽³⁾としている。この保護義務は所有権を含み、広く捉えてはいるが、「場合がある」ということで程度の低い義務になっている。

本義務はその後、「安全保護義務」として、安全配慮義務と同様の意義を有するようになったと推察されるが、上記保護義務は学校関係には適用範囲として想定されていなかったと考えられる。しかしながら、法律関係において何らかの保護義務があることを主張している点は刮目に値する。

(2) 最高裁判所判決について

森島は、75年の最高裁判所判決について、「公務員といえども国が違法に生命・健康の安全を害した場合には救済を受ける権利があるはず」であり、「信義則上一般に認められる安全配慮義務については、国と公務員との間においても私法上の雇用関係と別異に解すべき論拠はないという理由で公務員に対する、国の安全配慮義務を認めたが、正当である」と述べている⁽⁴⁾。原判決は公務員の職務の法的性質を特別権力関係と捉えて、契約法上の安全配慮義務を否定したが、働く者が危険に脅かされてよい理由は全くないので、本義務は安定的に機能すべきだと考える。この点は、学校におけるいじめにおいても同様であろう。

(3) 最高裁判所判決以降の研究

國井は、「安全配慮義務」は「判例によって開発され、(中略)問題性すら認識されずに放置されており学説による本格的考究はなされていない」としながら、「学説は雇用関係において使用者の被用者に対する『保護義務』を認めている。『安全配慮義務』の根がこの『保護義務』にあるのは疑いの余地はない」と述べている⁽⁵⁾。安全配慮義務は保護義務を基本にして開発されたものと推察されるが、保護義務のように雇用関係や契約関係に限定されず、概括的な意義を有する用語として医療関係や学校関係等にも広く応用されるものと考えべきである。なお、下記の各論は本義務拡張に対する、①及び②が積極論、③が学校適用の具体論、④及び⑤が消極論を示している。

① 國井は、高知地方裁判所昭和52年7月28日判決(判例タイムズ351号)に関し、「原告と被告との雇傭関係の存在から出発し、問題を具体的状況に照らして直視したときに、被害者救済に向けた処理発想が『安全配慮義務』に収束したのであるから、(中略)『安全配慮義務』こそが本判決の結論を支える一大支柱であり、本判決の論理がこれに集約されていると見なければならぬ」⁽⁶⁾と

述べ、安全配慮義務の有用性や被害者救済に貢献したことを高く評価している。

② 兼子は、「子ども・生徒の安全に教育を受ける権利に対応して、学校側は原理的に安全義務(安全補償義務・安全配慮義務)を有していると解される」とし、また、「学校の安全義務は条理上、(中略)教師の教育専門的安全義務」とも述べている⁽⁷⁾。すなわち、安全配慮義務とともに、安全義務や安全保証義務、教育専門的安全義務という名称を使い、その根拠は信義則ではなく、教育を受ける権利に伴う「原理的」な義務ないしは「条理上」の義務とする。内容的には、「学校事故をおこさないようにする事前的・日常的な責任は、前記の学校安全義務にほかならない」⁽⁸⁾とし、事前の日常的な活動を重視して実行することだと推察される。

③ 星野は、「学校事故について、安全配慮義務が問われるためには、学校設置者と生徒らとの間に『契約関係』が観念されなければならない」とし、「学校側はより一般的な義務として生徒らの生命・身体を侵害しないように配慮する義務を負う」と述べている⁽⁹⁾。学校と生徒との契約関係は一般的に「在学契約」や「就学契約」として認められている。また、後半については安全配慮義務の一般的な内容を表している。具体的な内容は生徒の年齢や学年等を考慮して決められる。

④ 安全配慮義務規範と不法行為規範との関係について高橋は、「人身侵害である以上、もっぱら不法行為規範によるべきであるとする見解が主張され」、他方、「他人の安全の積極的な保護を目的とする義務は不法行為によってではなく、契約法規範(安全配慮義務)によってはじめて根拠づけることができるとする見解もある」と述べている⁽¹⁰⁾。侵害行為が作為であれば不法行為と民法の契約法との両者の規範に該当する可能性が考えられるが、不作為であれば不法行為規範よりも契約法規範(安全配慮義務)による方が過失の立証がしやすいのではないかと考える。

⑤ 拡張論に対しては無限定な拡張に否定的な論がある。安全配慮義務に関して、「直接の契約関係にない当事者間にも特別な社会的接触関係を肯定することは、契約責任の無限定的な拡張をもたらすおそれがある」ので、「少なくとも契約締結の目的で接触する直接の当事者間に限定する必要があろう」との指摘もある⁽¹¹⁾。第三者への拡張や拡大はそうしたことを前提にした上で検討することが必要である。

3 いじめ等の安全配慮義務等に関する諸判例

ここではいじめ等に関する諸判例から安全配慮義務やこれに関連する事項を抽出する。学校におけるいじめ等に関する判例では、不法行為や債務不履行、国家賠償法1条1項の適用等の場合、教員の過失としての安全配慮義務違反は違法性や因果関係等とともに争点になることが多い。なお、安全配慮義務が定義される以前は、過失の有無は予見可能性の有無のみで事実上判断されてきたと考えられる。学校における安全配慮義務は明文化されていないので、異なる解釈も可能であり、全てが完璧な義務とはいえず、完全な確立に向けて判例を積み重ねて行く必要がある。

事例1から事例6までの判例は、前述した最高裁判所判決後の判例でありながらも、前記のような状況で必ずしも安全配慮義務という用語が使われず、裁判所が避けるケースさえ見られる。従って本稿では、いじめ事件の判例における安全配慮義務に関してその内容や配慮の程度から中学生及び高校生に絞り、いじめ等に係る訴訟が始まってから事例6に至るまでの、いじめの認定や請求に関して転換点になったと思われる事例に絞って言及する。すなわち、事例1は「初めてのいじめ事件とされた判例」、事例2は「自殺に対する請求が初めて認容された判例」、事例3は

「高等裁判所において請求が初めて認容された判例」、事例4は「中学生の損害賠償が認容された頃の高校生の判例」、事例5は「高等裁判所において自殺に対する請求が初めて認容された判例」である。さらに、事例6は「いじめの陰湿性や長期性、そして精神的後遺症を罹患した特殊な判例」である。なお、すべての事例における被害者は自死している。

(1) 事例1 新潟地方裁判所 昭和56年10月27日判決(判例時報1031号, 1982年, 158頁)

本事例は被害者が級友から繰り返しいじめられたことを苦にして自殺した事案である。

原告は、教諭は学校教育法の精神、あるいはその職務から当然に生ずるものとして生徒を保護し、監督する義務を負っているとし、被害者が度重なるいやがらせなどを受けて自殺をもしかぬえない追い詰められた心理状態にあることを十分に予見しえたはずであるから、自殺防止のために必要な措置を講ずべきであったのにこれを怠った過失がある、と主張した。

このような原告の主張に対して裁判所は、自殺は人の内心に深くかかわるものであって、他人がこれを予見することは、極めて困難なことといわなければならないとし、教諭が被害者の自殺を予見し、これを防止する措置がとれたと認めることは困難であり、自殺を防止できなかったことについて教諭に過失があると断定し得る証拠はない、と判示した。

原告は生徒の安全保護を主張したが、裁判所は安全配慮義務を明らかにせず、教諭の予見可能性を否定した。

本判決のように人の内心によって予見可能性を判断すれば、その肯定は事実上不可能であろう。

(2) 事例2 福島地方裁判所いわき支部 平成2年12月26日判決(判例時報1372号, 1991年, 27頁)

本事例は中学生が同級生の度重なるいじめを苦にして自殺した事案である。

原告は、安全保持義務の内容は、生徒の生命、身体の安全について万全を期すべき注意義務であり、その衝に当たる者が当然に追うべきものであるから、客観化された義務である。自殺についても予見可能性と予見義務があったというべきであり、予見することをせず、実効性のある措置を講ずべきであったのに、これを怠り、偏頗で不適切な指導した過失がある、と主張した。

原告の主張に対する裁判所は、教師らの安全保持(配慮)義務は、学校内及びこれと密接に関連する生活関係下にある間は親権者の保護監督義務と同等のものであるとした。さらに、裁判所は、いじめに対処するうえで教員に過失があったことは否定し難いとし、学校側に悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしも自殺することまでの予見可能性があったことを要しない、とも判示した。

本判決はいじめ事件に関して安全配慮(保持)義務を認め、予見可能性の不要さえ認める画期的な判決である。また、本判決で原告の言う予見義務や防止措置義務等を認容した義務と解される。裁判所が、予見可能性がないとして安全配慮義務違反を認めなければ、本義務の存在はほとんど無価値になると思われる。その点で本判決は意義深いものである。

(3) 事例3 東京高等裁判所 平成6年5月20日判決(判例時報1495号, 1994年, 42頁)

(原審;東京地方裁判所 平成3年3月27日判決(判例時報1378号, 1991年, 26頁))

本事例は、被害者が加害者の強要や暴行等が原因で、地方の駅ビルで自殺した事案である。

裁判所は、公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれが現にあるようなときには、そのよう

な悪影響ないし危害の発生を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務がある、と判示した。本義務に関連して、当時、(教員らが)適切な問題意識を持って事態に対処していれば、早期に本件いじめの実態を認識し得たものというべきで、悪質化した本件いじめに長期間にわたってさらされ続け、深刻な肉体的、精神的苦痛を被ることを防止することができなかったものであるから、教員らには過失があると判示した。また、自殺の予見可能性について、本件いじめの内容を前提としても、いじめを受けた者がそのために自殺するということが通常の事であるとはいい難いところであるし、担任においてのみならず、控訴人らにおいても被害者の言動や素振りからは自殺の可能性をうかがわせるような特段の印象を受けておらず、控訴人らは被害者が家出した後も、最後まで自殺することを予想していなかったのである。被害者が家出をして自殺するまでの行動は全く不明であり、いつ自殺を決意したのかも不明であるが、被害者の言動等からすると、(自殺当日まで)自殺を決意していなかった可能性もあるというべきであり、また、他に教師らにその日の時点で自殺についての予見可能性があったと認めるに足る証拠はない、と判示した。

第一審では、(自殺のあった3学期)の暴力行為には教員等の過失によって安全保持義務の違背があると認定した。他方、控訴審では、教員らにはいじめを防止することができなかった過失がある、とされたが、自殺の予見可能性については控訴人らの主張は採用できないとし、すなわち、予見可能性が否定されたのである。いじめに関しては予見可能性より結果回避を重視したが、激しい暴行後に不登校になっていたにもかかわらず、自殺については予見可能性がないと認定し、教員には過失もなく、自殺に対する賠償責任は負担しないと判示されたのである。

安全配慮義務違反を主観的要因の強い予見可能性で判断する限り、その立証が容易ではないことは言を待たない。

(4) 事例4 秋田地方裁判所 平成8年11月22日判決(判例時報1628号, 1998年, 95頁)

公立高校の生徒が自殺した事故につき、いじめが原因であるとして請求した事案である。

原告は、教員らには、生徒らの生命、身体等の安全を確保し、生徒らを保護、監督すべき職務上の義務があり、有効適切な措置をとることなく、職務上の義務を怠ったとし、かかる観点からも被告の安全保持義務違反は明白であると主張した。

しかし、裁判所は、遺書や日記など心情を直接知ることのできる資料が存在しないことや、自殺前に自殺念慮を窺わせる言動も存在しないものであるから、高校教員らが自殺を予見することは不可能であり、教員らの義務違反は、これを論ずる前提を欠くと判示した。

原告は安全保持義務違反を主張したが、裁判所は本義務違反を検討することなく、教員に予見可能性はなく、義務違反もないとされた。自殺する動機や理由さえ知らないしは否定された。

(5) 事例5 東京高等裁判所 平成14年1月31日判決(判例時報1773号, 2002年, 3頁)

(原審; 横浜地方裁判所 平成13年1月15日判決(判例タイムズ1084号, 2002年, 252頁))

本事例は、被害者がいじめを苦にして学校から帰宅後に自宅2階自室で自殺した事案である。

裁判所は、公立中学校における教員には、安全配慮義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、(中略)その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある(なお、この義務は、契約関係に伴って認められるものではなく、教員の職務上の義務として認められるものである。)とした。また、裁判所は、担任教諭として

は、中学生が時としていじめなどを契機として自殺等の衝動的な行動を起こすおそれがあり、トラブル、いじめが継続した場合には、(中略)場合によっては本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見すべきであり、予見することが可能であったというべきである。さらに、学校全体に対しても組織対応を求めることを含めた指導監督措置をとるべきであったというべきである。しかし、指導監督措置を講じることを怠り、本件自殺という重大な事故の発生を阻止できなかったものと認められるとし、本件いじめ行為の継続を阻止できず、本件自殺に至ったのであるから、被害者に対する安全配慮義務を怠ったと認めるべきことは明らかである、と判示した。なお、マーガリン事件と呼ばれる悪質ないじめを被控訴人らに報告しなかったことは、家庭への連絡措置を怠ったものとして、安全配慮義務違反を構成すると認定した。

本判決は安全配慮義務を教員の職務上の義務として認めた上で、教諭には自殺のような重大な結果を招くおそれがあると予見すべきであり、予見することが可能であったとして予見可能性を認定した点に意義がある。また、教諭の安全配慮義務違反と本件自殺との間の因果関係(相当因果関係)を認めた点も特筆すべきである。

(6) 事例6 名古屋高等裁判所 平成24年12月25日判決(判例時報2185号, 2013年, 70頁)

(原審; 名古屋地方裁判所 平成23年5月20日判決(判例時報2132号, 2012年, 62頁))

被害者は長期に渡るいじめにより解離性同一性障害を発症し、その後自死した事案である。

裁判所は、学校を運営する法人は、在学契約に基づき、生徒に対し、施設・設備を提供し、所定の課程の教育を実施の義務を負うのみならず、その付随義務として、学校における教育活動並びにこれに密接に関連する生徒関係における生徒の生命及び身体の安全を保護する義務を負(う)とし、また、教員は、その担当する職務に応じて上記義務を具体的に履行する義務を負うものであり、一審被告らが、それぞれ上記のような義務を負っていることは、教育基本法、学校教育法等の趣旨からも明らかである、と判示した。そして、いじめ問題は新聞やテレビなどで何度も取り上げられており、(中略)職員研修を実施する等していたのであるから、一審被告らは本件いじめを予見できたものと言うべきであると判示した。しかし、最終的には、本件いじめ及びその放置と本件自死の間には3年4カ月余りが経過しており、(中略)本件自死の主たる原因もその直前の人間関係等による精神的ストレスにあったものと認められるのであるから、一審被告らには、本件自死についての予見可能性はなかったものと認められる、と判示した。なお、私立学校の特殊性から、請求に関しては国家賠償法1条の適用はなく、一審被告が上記義務を怠り、本件いじめを放置したことは、在学契約の履行補助者として一審被告学園の上記各義務を履行しなかったというにとどまらず、被害者に対する不法行為を構成するといわざるを得ない、と判示した。

第一審では、安全配慮義務について理事長は法人を代表して事業を監督する者で、校長は同様に所属の教員を監督する義務を負い、教員はその担当する職務に応じて上記義務を具体的に履行する義務を負うとし、これらの義務を前提にして加害者の行為を放置すれば、(中略)自死という結果を招くおそれがあったことを予見することは十分可能であったとして、いじめにより自死に至ったことは明らかであると判示した。しかし、控訴審では、自死の主たる原因がその直前の人間関係等による精神的ストレスにあったとし、一審被告らには自死についての予見可能性がなかったと認定された。自死に対する予見可能性の認否の見解は両審で分かれたが、結局は従来通りの判例が踏襲された。

4 考察

安全配慮義務が判例において認定されたことで、過失の立証がしやすくなった一方で、過失の認定を予見可能性に頼る判例も見受けられる。本稿ではそれらの点も含めて時系列的、かつ総合的に本義務について研究していきたいと考える。

(1) いじめ事件における教員の過失につながる安全配慮義務(違反)とその関連義務等

事例1では、安全配慮義務という用語は使用されず、自殺の予見可能性は人の内心に深くかかわるものとして否定され、教員の過失も否定された。事例2では、いじめが自殺の主たる原因とし、教員の過失を認めていることから、安全配慮義務とほぼ同義で安全保持義務を認め、事例1のような予見可能性を要しないとした。事例3では、第一審は安全配慮義務違反を認定しているが、控訴審では安全配慮義務を認めつつも、教員の過失は予見可能性の有無で判断している。事例4では、原告は安全保持義務を主張するが、裁判所は自殺を予見することは不可能だとし、さらに、(安全保持)義務違反は、これを論ずる前提を欠くというべきであると判示した。事例5では、教諭の安全配慮義務違反を構成するとしてこれを明確に認め、本義務違反と自殺との因果関係(相当因果関係)があるとし、国家賠償法1条1項による損害賠償を認容した。事例6では、安全配慮義務の代わりに、安全を保護する義務(安全保護義務)を認めるが、過失の有無は、本件いじめの予見可能性及び回避可能性の存否によって判断されるべきものとした。

6件の事例のうち、事例1, 4, 6が高校生事件で安全配慮義務、さらには安全保持義務の用語さえ使用されず、事例6の安全保護義務に至っては、75年以前に戻った感さえある。他方、中学生の事件は事例2, 3, 5であるが、安全配慮義務を使用していると言えるし、立証が非常に難しいいじめ自殺事件2件で原告側が勝訴し、1件についても一部認容された。逆に、高校生事件では安全配慮義務の検討もされず、2件が原告側完全敗訴で、1件も実質的な敗訴になった。

その理由としては、義務教育か否かの相違、年齢が上がるにつれ自律性や判断力、解決力等が上がることで、本義務が緩和されたのではないかと考える。また、実際の判決文を読むと、中学生事件の原告の方がいじめの内容が詳しく、法的な理論展開が丁寧に行われており、それが裁判所の心証に影響し、納得させることができたとも推察しうる。

(2) 安全配慮(保持)義務等の定義

安全配慮義務を確定づけた前記最高裁判所判例は、本義務を「生命及び健康等から危険を保護するよう配慮すべき義務」と定義づけた。また、前掲星野は「生命・身体を侵害しないように配慮する義務」とした。さらに、学校関係では、事例3が「教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務」、事例5が「教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務」とした。また、事例2では安全保持義務について、「教育活動及びこれと密接な関係にある生徒相互間の生活関係においては、生徒らの安全を保持すべき義務」、事例6は安全保護義務について、「教育活動並びにこれに密接に関連する生徒関係における生徒の生命及び身体の安全を保護する義務」と定義した。なお、前掲我妻は本義務以前の保護義務について、「生命・健康の危険を守る義務」と定義づけた。

いじめが起きれば、これによって傷害や死亡、あるいは病気を引き起こす可能性があり、定義中に「生命・身体・健康」を含めるべきであり、学校内外のすべての生活場所、登校から帰宅までの時間において、生徒の前記生命・身体等を危険から防ぐことが必要である。これらの点に

鑑みれば、最高裁判所の定義や我妻の(安全)保護義務の定義が比較的よいと考える。

定義を確立する上で、一般的な義務や、地域や学校、年齢、学年等に対応した具体的な義務が決定されるべきである。

(3) 安全配慮(保持)義務等の内容

鍋山は、「学校側に予見可能性、結果回避可能性のない突発事故は必然的に起きる。いわば危険が学校内に内在する」⁽¹²⁾と述べる。このような状況では「予見可能性なし」として、教員の過失を否定するのでは被害者は救われない。そこで、教員には予め覚悟をもっていじめに取り組んでもらう必要がある。安全配慮義務というより安全義務として取り組むべきと考える。具体的には、

- ① いじめや自殺を予見できるかではなく、それらを予見すべき義務である。
 - ② いじめがあるかないかに関わらず、常に安全を保持する義務である。
 - ③ 一般的な指導ではなく、加害者が理解して実践できるまでの徹底した指導義務である。
 - ④ いじめの可能性や状況があった場合や、発見した時には適切有効な措置をとる義務である。
- すなわち安全配慮義務とは、結果回避のための事前的措置を講じる義務及びいじめがあった際に重大化する前に適切な措置を講じる義務である。さらに加えるなら、継続的な人権教育である。

いじめによる自殺としての損害の請求を認容した事例2では、安全の保持や悪質重大ないじめの認識による自殺の予見義務、実効性ある措置、指導監督義務、保護監督義務等が、事例5では予見可能性(予見すべき)義務や継続的な指導監督義務、注意指導義務等が挙げられている。鍋山は、安全注意義務という用語が適切だとし、その理由として、同氏は「不特定で抽象的」⁽¹³⁾概念と評している。確かに、配慮という用語には概念や内容として広い反面、不明確で抽象的であると考えられる。安全配慮義務を大きく分ければ、予防的で教育的な予見・指導義務、生活の安全を保持・保護する義務といった事前的な結果回避義務、そしていじめが発生した際において重大化する前に措置を講じる義務になる。判例における時系列的な趨勢としては、結果の予見可能性(義務)からその回避義務及び重大化防止のための措置義務へと移行しているように推察される。

(4) 安全配慮義務の根拠

安全配慮義務の根拠として最高裁判所判例における「信義則」、また、一般的には先行研究にもみられるように「信義則」、「原理的」及び「条理上」等が考えられる。しかし、学校関係の場合には判例からみると、独自の根拠が見受けられるので、高等学校と中学校に分けて考察する。

高校の場合の事例1及び事例4では裁判所の判示がないので原告の主張からみると、「学校教育法の精神」、「教員の職務から当然に」、「学校教育法の教育法規の趣旨」となっており、事例6の私立学校の場合では「在学契約に基づく付随義務」が根拠となっている。公立学校では学校教育法の精神や趣旨、教員の職務から当然にあり、私立学校では一般の契約関係に基づく付随義務が根拠になると考えられる。中学校の場合の事例2では「生徒保護の責務から当然に」、事例3では明示されていないが「教員として当然に」と推察され、事例4では「教員の職務上の義務」とされている。総合してまとめれば、本義務は「信義則」や「学校教育の精神」、「教育法規の趣旨」、「教員の職務」等から「当然」に存在するということになる。しかし、義務が信義則以外の法的根拠もなく存在するというのには疑問の余地もある。この点は立法的解決が図られるべきである。

(5) 安全配慮義務違反認定の背景

いじめ自殺事件の判例において、請求人の自殺に対する損害の請求が認容されたのは、事例2

及び事例5である。それらの判例において裁判所が安全配慮義務に関して述べていることは社会の状況についてである。

事例2ではいじめによる自殺につき、「当時しばしば雑誌、新聞等で指摘されていたところであって、学校側において、注意義務を尽くせば、本件いじめの経緯や深刻な実態等を知り得べき立場にあったものであるから、一般論としては自殺も予見不可能なものであったということではできないかもしれない」と判示した。すなわち、いじめ自殺が雑誌や新聞等で報道され指摘されているのだから、安全注意義務を尽くせば、予見することが可能であったということになる。また、事例5では、「当時、いじめに関する新聞やテレビの報道等によって、学校内におけるいたづらや悪ふざけと称して行われている児童や生徒同士のやり取りを原因として、中学生等が自死に至った事件が続発していることが既に周知されており、中学生等がいじめを契機として精神疾患や自死等に至るおそれがあることは公知の事実であったというべきであり、いわゆる学校関係者である被告らがこのような事実を知らないはずはなく、仮に知らなかったとすれば、それ自体、学校関係者としての責任の自覚が欠落していたことを示すもの」と判示された。逆に、全面的に請求が棄却された事例1及び事例3では、これらのことには一切言及されていない。なお、一部認容の事例3ではいじめについて、「現代社会の歪みを色濃く反映しているもの」と判示して、現代社会におけるいじめやその原理、構造、状況、結果等にも間接的に言及したものと解される。

予見可能性の判断だけでは、人の内心の問題として限界があり、予見義務、注意義務、結果回避義務、結果回避措置義務、そして結果責任へと客観視して教員の過失を立証していく必要がある。そのためには、先ず、潜行しているいじめがあれば、自殺につながるものが報道等によって予測され、学校、教員は安全配慮義務を尽くす必要が出てくる。自殺が続発していないとしても、いじめがあれば、精神的ストレスが累積し、やがては精神障害や自死に至ることを予見し、予見しなければならぬ。その上で、精神障害や傷害、自殺等の結果を回避すべく、安全配慮義務の全てを尽くす責任があると考えられる。

(6) 安全配慮義務と「いじめ防止対策推進法」(2015年施行)との関係

いじめ防止対策推進法はいじめに関する初の法律であり、画期的な法律である。しかし、安全配慮義務に関する規定はなく、義務と法との間には直接的な関係はない。けれども、安全配慮義務があればこそいじめの防止策が推進され、その防止策が万全に施行されてこそ安全配慮義務が果たされると考える。安全配慮義務は重要な役割を果たしているため、その規定化が望まれる。

5 おわりに

安全配慮義務は1975年の最高裁判所の判決によって法的既判力を有する義務になったが、学校におけるいじめに関しては完全に確立した義務とはいえない状況にある。本義務は契約法上の義務とされ、その後の学説や判例によっていじめ等の学校問題にも適用されてきた。その根拠は75年判決では信義則とされたが、判例ではその信義則の他に、学校教育法の問題や学校教育法を含む教育法規の趣旨、教員の職務等も根拠にされている。宮本は、契約法上の義務を「主たる給付義務、従たる給付義務および付随義務の3つに分類されるが、(中略)契約類型によっては必ずしも付随義務にとどまらないであろう」⁽¹⁴⁾と述べる。安全配慮義務の重要性の観点からすると、付随義務ではなく、主たる義務であり、少なくとも従たる義務として解すべきと考えられる。

本義務の一般的内容は前記事例を集約すると、教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全確保に配慮すべき義務となる。また、具体的内容に関しては学校や当該生徒の年齢等考慮して決定される。事例を時系列的に見ていくと、予見可能性から予見義務、結果予見義務、結果回避義務、結果回避措置義務へと変遷、拡大化していると推察する。

関係法規の適用に関しては、「国公立学校に事故にあつては、国賠法1条により国又は公共団体の責任が、私立学校事故にあつては、民法715条1項の使用者責任が問われることとなる」⁽¹⁵⁾といわれるように、確かに前記各事例は原告の請求も、裁判所の認容もそのような方向になっている。また、事例数が少ないので明確には言えないが、高校生より中学生に関する判例において、安全配慮義務違反による損害賠償請求が認容される傾向にあると考えられる。

今後の課題としては、第1に、安全配慮義務が重要な義務であるなら、明文化すべきである。さらに言えば、法の精神や趣旨といった根拠は弱く、教員の職務上の義務とするのも疑問である。教諭の職務は、「児童の教育をつかさどる」(学校教育法37条11項、中学校及び高校の場合は本規定が準用される)ことが本務だからである。第2に、請求人が債務不履行と国家賠償法1条違反による併合的請求をしても、裁判所は債務不履行に関してはほとんど判示しないことである。第3に本義務の一般的内容として、教育活動と「密接に関連する生活関係」とあるが、非常に曖昧である。最狭義に解すれば、教育の一環としての「修学旅行中」を認めない反面、「登校から帰宅」までと最広義に解して認める場合もある。筆者は授業のある日の「校門に入ってから出るまで」と解すべきと考える。第4に、安全の対象は生命、身体、健康等とされるが、曖昧模煳な面が否めない。最後に、安全配慮義務は安全保持義務、安全注意義務、安全保護義務等として呼ばれることがあるが、定義や内容と共に名称を統一する必要がある。

【注】

- (1) 我妻栄『債権各論中巻二』岩波書店、1965年、p.585-586。
- (2) 同上掲『債権各論中巻二』p.586-587。
- (3) 潮見佳男・今井貴『契約各論Ⅰ』信山社出版、2002年、p.63。
- (4) 森島昭夫「一 国は国家公務員に対し安全配慮義務を負う、二 国家公務員(中略)消滅時効期間10年である」『判例評論』200号、1975年、p.32-33。
- (5) 國井和郎「安全配慮義務についての覚書(上)」『判例タイムズ』357号、1978年、p.14。
- (6) 同上掲『判例タイムズ』p.18。
- (7) 兼子仁『教育法〔新版〕』1982年、p.503。
- (8) 同上掲『教育法〔新版〕』p.504頁。
- (9) 星野雅紀「安全配慮義務とその適用領域について」『判例タイムズ』457号、1982年、p.14。
- (10) 高橋眞「安全配慮義務」『民法の争点』有斐閣、2007年、p.198。
- (11) 宮本健蔵「下請企業の労働者に対する元請企業の安全配慮義務」『判例講義 民法Ⅱ 債権〔第2版〕』悠々社、2014年、p.13。
- (12) 鍋山健「学校事故をめぐる法律問題」『判例タイムズ』501号、1983年、p.48。
- (13) 同上掲『判例タイムズ』501号、p.45。
- (14) 宮本健蔵「公務員に対する安全配慮義務」前掲『判例講義 民法Ⅱ 債権〔第2版〕』p.11。
- (15) 鍋山健「学校事故をめぐる法律問題」『判例タイムズ』501号、1983年、p.45。